

第1回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 令和8年1月15日（木）

場 所 市役所4階 401大集会室

議事日程

議案第1号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の
証明願について（申請件数 4件）

議案第2号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について
（申請件数 9件）

報告第1号 農地法第4条の規定に係る会長専決処理について
（申請件数 1件）

報告第2号 農地法第5条の規定に係る会長専決処理について
（申請件数 6件）

応召委員（12名）

1 番	荻野 光徳	2 番	乙幡 昇治
3 番	峰岸 豊	4 番	山田 伸一
5 番	比留間 望	6 番	宮崎 義憲
7 番	比留間孝明	8 番	大口 貴司
9 番	高橋 文雄	11 番	中村眞由美
12 番	川口 広敏	13 番	加藤 武

職務のために出席 した者（事務局）

事務局 長	池谷 正太郎
事務局次長	井上 ひとえ
事務局	川島 一利

午後4時開会

議長
(加藤 武君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

これより第1回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は12名でございます。武蔵村山市農業委員会総会に関する規則第6条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。

それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

委員	異議なし。
議長 (加藤 武君)	異議なしと認め、1 番荻野光徳委員と 7 番比留間孝明委員以上 2 名の方をお願いいたします。 それでは、議案第 1 号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、4 件あります。 事務局より説明いたさせます。
事務局 (井上ひとえ君)	それでは、御説明いたします。 議案第 1 号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、4 件ございます。 本件は、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を受ける農地について、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。 申請番号 1 番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成 28 年 4 月 29 日に相続し、前回調査は、令和 4 年 12 月 15 日になります。 申請番号 2 番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成 28 年 5 月 29 日に相続し、前回調査は、令和 5 年 1 月 16 日になります。 申請番号 3 番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成 10 年 4 月 20 日に相続し、前回調査は、令和 5 年 2 月 15 日になります。 申請番号 4 番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成 10 年 3 月 31 日に相続し、前回調査は、令和 5 年 1 月 16 日になります。 以上でございます。
議長 (加藤 武君)	ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を宮崎部会長に報告していただきます。 なお、議案第 1 号につきましては、峰岸委員に係る案件が含ま

6 番
(宮崎 義憲君)

まれております。峰岸委員におかれましては、自身に係る部分につきまして、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、発言をお控えくださいますようお願いいたします。

それでは宮崎部会長、よろしくお願いいたします。

本日、午後1時30分から土地利用部会を開催いたしまして現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」4件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①はお茶が栽培され、一部作付け準備中でした。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

申請番号2番の農地でございますが、①はネギ、ダイコン、ブロッコリーが栽培されておりました。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

申請番号3番の農地でございますが、①は植木、ネギ、ハクサイ、カリフラワーが栽培されておりました。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

申請番号4番の農地でございますが、①はコマツナ、ハクサイ、ブロッコリーが栽培されておりました。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

以上のことから、議案第1号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議長
(加藤 武君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、大口委員。

8 番
(大口 貴司君)

申請番号1番、2番の農地でございますが、現地を確認しております。肥培管理がされており、特に問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

議長
(加藤 武君)

他にございますか。

はい、高橋委員。

9 番
(高橋 文雄君)

申請番号3番の農地でございますが、現地を確認しております。肥培管理がされており、特に問題ありませんので、

4 番
(山田 伸一君)

よろしくお願いします。

他にございませんか。

はい、山田委員。

議 長
(加藤 武君)

他にございませんか。

御意見等ないようですので、議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は、証明書の発行をしたいと思います。

御異議ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第1号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次の議案第2号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について」ですが、私に係る案件が含まれておりますので、議事進行を会長職務代理者の乙幡委員にお願いしたいと思います。

それでは、乙幡会長職務代理者、議長席へお願いいたします。

議 長
(乙幡 昇治君)

次に、議案第2号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について」、9件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(井上ひとえ君)

説明の前に資料の訂正をお願いいたします。

資料の中間管理1番の所在の欄について、番地の地を削除していただきたいと思います。

次に同じく資料の中間管理4番の所在の欄について、番地の地を削除していただきたいと思います。

それでは御説明いたします。

議案第2号、農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について、東京都農地中間管理機構である一般社団

法人東京都農業会議から、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画策定の協力依頼が9件ございました。

申請番号1番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。権利の種類は、使用貸借権の設定になります。

なお、利用権の設定を受ける者については、本市の認定農業者として農業経営を行っている方になります。

申請番号2番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。権利の種類は、使用貸借権の設定になります。

なお、利用権の設定を受ける者については、申請番号1番と同じ方で、本市の認定農業者として農業経営を行っている方になります。

申請番号3番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間でございます。権利の種類は、使用貸借権の設定になります。

なお、利用権の設定を受ける者については、申請番号1番と同じ方で、本市の認定農業者として農業経営を行っている方になります。

申請番号4番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間でございます。権利の種類は、使用貸借権の設定になります。

なお、利用権の設定を受ける者については、本市の認定農業者として農業経営を行っている方になります。

申請番号５番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までの５年間でございます。権利の種類は、使用貸借権の設定になります。

なお、利用権の設定を受ける者については、本市の広域認定農業者として農業経営を行っている方になります。

申請番号６番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までの５年間でございます。権利の種類は、使用貸借権の設定になります。

なお、利用権の設定を受ける者については、申請番号５番と同じ方で、本市の広域認定農業者として農業経営を行っている方になります。

申請番号７番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までの５年間でございます。権利の種類は、使用貸借権の設定になります。

なお、利用権の設定を受ける者については、申請番号５番と同じ方で、本市の広域認定農業者として農業経営を行っている方になります。

申請番号８番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までの５年間でございます。権利の種類は、使用貸借権の設定になります。

なお、利用権の設定を受ける者については、本市の認定農業者として農業経営を行っている方になります。

申請番号９番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

議長
(乙幡 昇治君)

利用権の設定の期間につきましては、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間でございます。権利の種類は、使用貸借権の設定になります。

なお、利用権の設定を受ける者については、立川市の認定農業者として農業経営を行っている方になります。

以上でございます。

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を宮崎部会長に報告していただきます。

それでは宮崎部会長、よろしくお願いいたします。

6番
(宮崎 義憲君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第2号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について」、9件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①はハウレンソウ、エンドウマメ、②はアカカブ、カブが栽培されておりました。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

申請番号2番の農地でございますが、作付け準備中でした。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

申請番号3番の農地でございますが、①はブロッコリーが栽培され、一部作付け準備中でした。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

1番、2番、3番の申請人は同一の方で、本市の認定農業者の方であり問題はないかと思われま。

申請番号4番の農地でございますが、①、②はダイコンが栽培され、③は作付け準備中でした。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

4番の申請人は、本市の認定農業者の方であり問題はないかと思われま。

申請番号5番の農地でございますが、①は作付け準備中でした。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

申請番号6番の農地でございますが、①、②は作付け準備中でした。

議長
(乙幡 昇治君)

12番
(川口 広敏君)

議長
(乙幡 昇治君)

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。
申請番号7番の農地でございますが、①は作付け準備中でした。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。
5番、6番、7番の利用権の設定を受ける方は同一の方で、本市の広域認定農業者の方であり問題はないかと思われます。
申請番号8番の農地でございますが、①、②は作付け準備中でした。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。
8番の利用権の設定を受ける方は、本市の認定農業者の方であり問題はないかと思われます。

申請番号9番の農地でございますが、①、②はウドが栽培され、一部作付け準備中でした。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。
9番の利用権の設定を受ける方は、立川市の認定農業者の方であり問題はないかと思われます

以上のことから、議案第2号につきましては、承認してよろしいかと思います。

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。
はい、川口委員。

申請番号1番から4番の農地でございますが、現地を確認しております。
適正に管理がされており、問題ないと思われますので、よろしく申し上げます。

他にございませんか。
それでは、私から報告します。
申請番号5番から7番の農地でございますが、現地を確認しております。
適正に管理がされており、問題ないと思われますので、よろしく申し上げます。
他にございませんか。
はい、加藤委員。

13 番
(加藤 武君)

申請番号8番、9番の農地でございますが、現地を確認しております。

適正に管理がされており、問題ないと思われまので、よろしくをお願いします。

議長
(乙幡 昇治君)

他にございませんか。

御意見等ないようですので、議案第2号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について」につきましては、承認をしたいと思います。

御異議ございませんか。

委員

異議なし

議長
(乙幡 昇治君)

ありがとうございました。それでは議案第2号につきましては、承認をすることといたします。

ここで、議長を交代いたします。

加藤会長、議長席へお願いいたします。

議長
(加藤 武君)

次に、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」、1件あります。

それでは、事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

それでは、御説明いたします。

報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」、1件ございます。

本件は、農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届け出でございます。

申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目はそれぞれ記載のとおりでございます。転用目的につきましては、申請番号1番がその他公共用施設でございます。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

御意見等ないようですので、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

次に、報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決

事務局
(井上ひとえ君)

処理について」、6件あります。

それでは、事務局より説明いたさせます。

それでは、御説明いたします。

報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、6件ございます。

本件は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届け出でございます。

譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目はそれぞれ記載のとおりでございます。転用目的につきましては、申請番号1番、2番、4番が住宅用地、申請番号3番が分譲住宅、申請番号5番、6番が倉庫、事務所でございます。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

それでは、私から報告します。

申請番号1番の農地でございますが、現地を確認しております。

特に問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

他にございませんか。

はい、山田委員。

4番
(山田 伸一君)

申請番号2番の農地でございますが、現地を確認しております。

特に問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。

はい、峰岸委員。

3番
(峰岸 豊君)

申請番号5番、6番の農地でございますが、現地を確認しております。

特に問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。

それでは、私から報告します。

申請番号3番、4番の農地でございますが、現地を確認して

おります。

特に問題ありませんので、よろしくお願いいたします
他にございませんか。

御意見等ないようですので、報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

以上で本日の議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、第1回総会を終了いたします。

大変お疲れ様でした。

午後4時25分 閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

令和8年1月15日

会 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩